関西電力株式会社 美浜発電所計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「関西電力株式会社 美浜発電所」(以下「発電所」という。)に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」(令和4年6月1日付け関原発第121号をもって申請。)について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないと認められる。

Ⅱ. 申請の概要

申請者名:関西電力株式会社

代表者氏名:執行役社長 森本 孝

申 請 日:令和4年6月1日

申請の理由:組織改正他に伴う変更

申請の内容:変更の概要は以下のとおり。

組織改正に伴う変更

・発電所の保修関係組織の統合による変更

記載の適正化

・1号炉破損燃料のサンプル輸送に伴う記載の適正化

Ⅲ. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。)第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

- (1) 計装保修課長及び原子炉保修課長が廃止され、計量管理業務はそれぞれ電気保修課長及び機械保修課長に移行されることに伴い、この移行が適切に変更されていることを確認した。(該当箇所:第54条、第63条、第64条、第81条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、別表第2)
- 2. 1号炉破損燃料のサンプル輸送に伴う記載の適正化
- (1) 1号炉破損燃料のサンプル輸送のため、燃料のバッチを組替える必要がある

ことから、照射後試験のために集合体から燃料棒を引抜く場合に限定されていた記載から、バッチ組替え一般を表す記載に適正化されていることを確認した。 (該当箇所:附則第2条、別表第6(2)、別表第9、別表第10)